

緊急通報システム事業

高齢化・核家族化が進む現在、増え続ける独り暮らしの高齢者等にとって、最も必要なことは、急病・火災・事故・犯罪・天災等の緊急事態が発生した時に信頼できる確かな救助体制です。そんな高齢者等の安心を実現させるために実施しているのが「緊急通報システム事業」です。

システム機器特長

- 現在使用している電話回線・電話機にも設置できるため、電話機はそのまま使用できます。但し、KDDI『ホームプラス電話』回線には設置できません。
- 無線発信器は誤報を完全防止したため、安心して常に身に付けていられます。
- 無線発信器は約100m届くため、室内はもちろん屋外からでも確実に通報できます。
- 無線発信器はペンダント型と腕時計型を選択できます。
- 腕時計型の無線発信器は生活防水仕様のため、浴室へも持ち込むことができます。

利用対象者

- 65歳以上の高齢者のみ世帯（シルバーカード登録者）で、固定電話回線を使用している方のうち、下記の①～⑤のいずれかにあてはまる方。
 - ①心疾患（狭心症、心筋梗塞等）がある者。
 - ②脳血管疾患（脳梗塞、脳出血等）がある者。
 - ③慢性肺疾患（慢性呼吸不全、気管支喘息等）による呼吸困難の心配がある者。
 - ④神経疾患等（パーキンソン病等）・事故等（脊髄損傷等）により転倒時に自力で対処できない者。
 - ⑤前各号に該当しないが、同程度の緊急救護を要する状態及び自力救護要請ができない状態に陥る可能性が高い者。

利用条件

- 利用者には、救助活動後の連絡先として親族の方を登録していただきます。

費用負担

- 設置するシステム機器は市から無料で貸与します。
- システム機器の設置工事料等は市が負担しますので無料です。
- 電話の基本料・通話料等は従来どおり利用者負担になります。
- システム機器の修理費は市が負担しますが、システム機器以外の電話機等の修理費は原則として利用者負担になります。
- 無線発信器を紛失したり、破損した場合は原則として利用者負担になります。

その他

- システム機器の利用中止また電話回線の変更等、申請事項に変更があった場合は必ず下記の市役所までご連絡ください。

お問い合わせ先

蒲郡市役所 長寿課

直通電話 0533-66-1105

緊急通報システム事業

消防署へ直接通報する 救助通報システム



- 利用者宅の電話機に救助通報機を設置し、利用者自身は無線発信器を常に携帯していただきます。(ペンダント型と腕時計型を選択できます。)
- 万が一、自宅で利用者に急病等の緊急事態が発生した時は、利用者が無線発信器を押すだけで消防署に緊急通報することができます。
- 緊急通報を受信した消防署は、コンピュータが即座に通報者の住所や氏名等を表示するため、より迅速に、より確実に通報者を救助することができます。

緊急通報から救助までの概略

——利用者が応答できる場合——



緊急通報 “私を助けてください”等の救助音声

消防署 「どうしたんですか？受話器を取ってください」

利用者 ●受話器を取る

利用者 「足をケガしてしまって立てません…」

消防署 「すぐ救急車がいきますから、安心してください」



——利用者が応答できない場合——



緊急通報 “私を助けてください”等の救助音声

消防署 「どうしたんですか？受話器を取ってください」

利用者 ●受話器を取らず

消防署 ●利用者に電話をかける

利用者 ●電話に出られず

